

COOL取引約款

第1条（適用範囲）

1. 本約款は、株式会社COOL SERVICES（以下「**業者**」といいます。）が行う金銭の貸付けにかかる事業に対する匿名組合出資に関して、業者からその募集の取扱い又は私募の取扱いの委託を受けた株式会社COOL（以下「**当社**」といいます。）とお客様の間における出資申込みに関する取り決めを記載したものです。
2. お客様は、当社が募集の取扱い又は私募の取扱いを行う匿名組合に出資する場合には、本約款に従い、業者との間で匿名組合契約（以下「**本匿名組合契約**」といいます。）を締結します。
3. お客様は、本匿名組合契約の申込みに関し、本約款のほか、当社及び業者が定める規則に従うものとします。
4. お客様の申込みに基づき業者とお客様の間で成立する匿名組合契約は、別紙「COOL SERVICES匿名組合契約約款」の規定に従うものとします。
5. 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。

第2条（定義）

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「**対象債権**」とは、本営業の遂行のために、(i) 業者が本件借入人に対して実行した貸付に基づく貸付債権又は(ii) 業者によって第三者から取得される金銭債権をいいます。
 - (2) 「**本営業**」とは、対象債権から生じる利息及び遅延損害金収入、対象債権の売却による収入並びにその他これらの対象債権から収益を得ることを目的として業者が行う事業をいいます。
 - (3) 「**匿名組合契約申込条件**」とは、お客様が本匿名組合契約の申込みを行う条件をいいます。
 - (4) 「**本貸付契約**」とは、本営業に関して業者が締結する複数の金銭の貸付契約をいいます。
 - (5) 「**本件借入人**」とは、本貸付契約における借入人をいいます。
 - (6) 「**本口座**」とは、業者が本匿名組合員の出資金を管理するために銀行に開設した匿名組合出資払込口座をいいます。
 - (7) 「**営業日**」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (8) 「**出資金**」とは、本匿名組合員より出資された金員をいいます。

- (9) 「本ホームページ」とは、当社が、インターネット上において、本匿名組合契約に係る出資持分の取得の申込の勧誘等を行うために開設するページをいいます。
 - (10) 「会員」とは、本ホームページ上において、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の営業者所定の事項を入力し、会員専用画面にログインするためのユーザーアカウント及びパスワードを付与された者をいいます。
 - (11) 「会員専用画面」とは、会員のために開設される、本ホームページ内における会員専用の画面をいいます。
- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条（取引口座）

- 1 お客様は、本約款に定める取引のため、営業者に取引口座を開設するものとします。取引口座の開設にあたり、お客様は、会員専用画面にログインした上で、所定のページ上で職業、勤務先、勤務先電話番号、取引口座からの出金に使用する銀行口座番号その他当社の定める事項を入力し、かつ、当社が要求するその他の書類を当社に差し入れるものとします。当社は所定の審査を行い、お客様の取引口座開設の申込を承諾する場合には、当社及び営業者は、お客様に対して、取引口座を開設するものとします。当社及び営業者は、お客様に対し、口座を開設する義務又は口座の開設を承諾しなかった場合にその理由を説明する義務を負うものでもありません。
- 2 お客様が前項により当社に届け出た事項を変更したときは、直ちに当社が定める方法によりその旨の届出を行うものとします。
- 3 営業者は、本匿名組合契約に基づく出資金、返還出資金、配当利益、手数料その他営業者及び当社がお客様との間で授受する金銭を本口座により管理するものとします。
- 4 お客様は、未決済の取引がなく、かつ、営業者に対する債務がない場合には、いつでも取引口座を解約することができるものとします。また、営業者は、お客様に対し、書面による解約通知を行うことにより、いつでも取引口座を解約できるものとします。本約款の他の規定にかかわらず、当該解約により、未だ成立してない本匿名組合契約の申込みは直ちに失効するものとします。但し、当該解約は、既に成立した本匿名組合契約の効力に影響を及ぼさず、また、既に発生した本約款に定める当事者の義務を免責させないものとします。

第4条（リスクの開示）

お客様は、営業者が組成する匿名組合への出資にあたり、本匿名組合契約に関する重要事項説明書を熟読し、その内容を理解したうえで行うものとします。

び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。お客様が法人である場合には、お客様は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、お客様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、お客様は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。

- (2) 本匿名組合契約は、その締結により、お客様の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (3) お客様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、お客様の定款その他の内部規程、お客様自身が当事者となっている契約又はお客様若しくはお客様の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
- (4) お客様の経済状況又はお客様による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停又は行政手続も係属していないこと。
- (5) お客様は支払不能ではなく、かつお客様について破産手続開始、民事再生手続開始その他お客様に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- (6) お客様が本約款の規定に従い、当社に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) お客様が行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) お客様が営業者に預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以後の改正も含む。）第2条第4項に規定する「犯罪収益等」に該当しないこと。
- (9) お客様は、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。

第9条（不保証）

お客様は、自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、当社及び営業者は、本営業の結果について何ら保証するものではありません。

第10条（通知）

- 1 本約款に基づく通知はすべて書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとなります。なお、変更事項が生じた場合は、本条に基づく相手方への書面又は電子メールによる通知により、住所等の変更を行うこととします。
- 2 お客様が当社に届け出た住所又は事務所宛になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第11条（譲渡制限）

お客様は、当社の事前の書面による承諾無く、その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第12条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、当社は遅滞なく本ホームページ上に掲載するものとし、同掲載後にお客様が本匿名組合契約の申込みを行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第13条（免責事項）

当社及び営業者は、次の各号から生じる事由からお客様に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) お客様の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 原因の如何にかかわらず、お客様、本件借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（当社が本匿名組合契約に係る出資持分の取得の申込の勧誘等を行うためのシステムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 本件借入人の本貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第14条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第 15 条 (管轄)

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

付則

最終改定日：2019年5月22日